

日事連建築賞応募チェックリスト（応募事務所用）

募集要項を全て満足している建築作品であるか確認してください。

なお、このチェックリストは事務所協会へ提出する必要はありません。

①募集対象作品に適しているかの確認

- 応募作品は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間に竣工（竣工の日は検査済証の交付日とする）したもので、新築にかかわらず竣工後の増改築等も含め法令が遵守され、構造上、防災上の安全性を備えた建築物である。
- 検査済証は前記の期間に交付されたものである。
＊確認申請を要しない作品の場合は下記②※2参照
- 作品所在地は日本国内である。
- 本連合会が主催した過去の建築作品表彰に応募した作品ではない。
- 応募にあたっては本募集要項に記載されている事項を含め、建築主等の了解を得ている。

②提出書類が揃っているかの確認（個別の指定がない限り、A4・片面・白黒とする）

- 応募申込書（様式A）※1
- 建築作品説明書（様式B）※1
- 検査済証の写し※2※3
- 配置図・主要階平面図（5枚以内）
＊新築以外の作品は、改修前後が比較できる図面及び写真を含め10枚以内
- 最寄り駅から建設地までの案内図（書式任意）
- 作品パネル（A1縦長・カラー）※4
- 作品パネルのカラー縮小版（A3・カラー）※4

※1 別途、所属単位会から応募申込書（様式A）・建築作品説明書（様式B）のWordまたはPDFデータの提出を求められた場合は、応じること。

※2 確認申請を要しない作品は、検査済証に代えて以下を提出

- 検査済証が無い理由を簡潔に記した文書（書式任意）
- 竣工日及び延面積が記載された公的書類等の写し

※3 建築作品説明書（様式B）に記入した延面積が検査済証（申請部分の面積）と一致しない作品は、検査済証に加えて以下を提出

- 記入した延面積の根拠となる公的書類等の写し

※4 所属単位会により、第1次審査応募段階での作品パネル提出が不要な場合もあるため、必ず事前に所属単位会へ確認すること。

③提出書類の内容の確認

【共通】

- 書類はホチキス留めしていない。
- 応募申込書（様式A）以外の書類には建築士事務所名が記載されていない。（特に平面図やパネルに記載が無いか注意）

【応募申込書（様式A）】

- 令和8年度の様式を使用しており、記入漏れがない。（押印不要）
- 応募建築士事務所の名称が知事登録の事務所名と一致している。
- 受賞時表記するために記入した「共同設計した建築士事務所名称」は、すべて知事登録された建築士事務所である。
- 共同設計やJVで参画した事務所を含め、今回の日事連建築賞に複数作品の応募はしていない。

【建築作品説明書（様式B）】

- 令和8年度の様式を使用しており、記入漏れがない。（押印不要）
- 所属事務所協会の都道府県名が記入されている。
- 主要用途・構造種別が検査済証と一致している。
- 延面積が検査済証（申請部分の面積）と一致している。
＊一致しない場合は「記入した延面積の根拠となる公的書類等の写し」を追加提出
- 延面積が一般建築部門〔延面積が1,000m²を超える20,000m²以下の建築物〕または小規模建築部門〔延面積が1,000m²以下の建築物（戸建住宅を含む）〕のいずれかの基準に該当している。
- 1,200字以内で設計意図及び審査基準の項目について配慮した内容等が記入されている。
＊新築以外の作品の場合は、構造上配慮した点についても記入されている。

【配置図・主要階平面図】

- 白黒印刷されている。
＊カラーでの提出も可能だが、審査資料は白黒となることに留意

【パネル】

- A1縦長サイズ（縦841mm×横594mm）である。
- フレームに入れてあり、紐や金具等の付属品はついていない。（付属品は返還対象に含まれない。）
- 設計意図、配置図、主要階平面図及び作品写真を含んだ内容になっている。（それ以外の要素が含まれていても可）
- パネルの右上（縦5センチ×横7センチ程度）には文字情報が含まれていない。
＊含まれていても提出可能だが、審査番号を貼付するため含まないことが望ましい。